



令和5年7月11日

各 位

会社名 株式会社ウェッジホールディングス
代表者名 代表取締役社長兼CEO 此下 竜矢
(コード2388 東証グロース市場)
問合せ先 開示担当 小竹 康博
(TEL 03-6225-2161)

GLはJTAの3度目の会社更生手続申請についてプレスリリースを発表

当社グループの持分法適用関連会社である Group Lease PCL (以下 GL) は 2023 年 7 月 10 日、日本の上場企業である J トラスト株式会社 (8508) の子会社である J Trust Asia Pte. Ltd (以下 JTA) が起こした会社更生手続の申立てについてプレスリリースを発表しております。

JTA は、2018 年以降 2 度にわたり GL に対して会社更生手続の申立てを行い、裁判所により棄却されるなどその企ては失敗しておりますが、今回 3 度目の申立てを行ったものです。

過去の申立てに関して裁判所が判断したのと同様、当社は各四半期毎に GL の財務状況を把握しており、十分な資産を有しており破産状態にないことを確認しております。当社は GL と同じく、JTA ならびに関連会社やその経営者が悪意を持って裁判所を利用していると考えており、本件に対して生じる影響に関して GL が JTA に更なる損害賠償を求めていくことを支援してまいります。

GL の開示した内容の原文はこちらの URL をご参照ください。

<https://grouplease.international/7768>

下記に内容を日本語訳しお知らせいたします。

プレスリリース
2023年7月10日

JTAは2度の試みが失敗した後、3度目のGLに対する会社更生再手続を申立て

Group Lease PCLのDeputy Chief Executive Officer、此下竜矢氏は、以下のように語りました。「過去数年間のJ Trust Asia Pte. Ltd.（以下、「JTA」）の行動を振り返ってみてください。2019年、タイの中央破産裁判所はJTAがGLに対して提出した更生手続きの申立てを却下しました。JTAはこれを最高裁判所まで控訴し続けましたが、JTAの主張は最終的に却下されました。今年の4月には、JTAが2度目のGLに対する更生手続きの請求を提出しました。GLは異議を申し立て、その後JTAは訴えを取り下げました。現在、JTAは3度目の試みを行い、裁判所は本件を審理する予定です。我々の資産は明らかに負債を上回っており、我々が破産していないことは明らかです。これら偽りの主張に対して戦い続け、この邪悪な法的攻撃に対してJTAからさらに多くの損害賠償を得てまいります。2018年、この訴訟が開始された当初にも私は、我々は戦い、勝利し、最終的にJTAに賠償金を支払わせましたとお伝えしました。私と我々経営陣は、今回も同様のことをお伝えするのみです。」

Group Lease PCLのCEO、石神理貴氏は、以下のように述べました。「JTAがタイの裁判所や世界中の裁判所を利用し、GLを支配しようとしていることは非常に明らかです。タイの裁判所はすでに最高裁判所に至るまで、GLが破産しているという考えを明確に却下しています。JTAのGLに対する会社更生手続きの試みは既にタイで2度失敗していますが、彼らは3度目の更生申立てを再び行いました。JTA、そのグループ、および経営陣がGLに対してこれらの法的攻撃を続ける意図は邪悪なものです。法的に正当な権利ではなく不適切な目的のために訴訟を利用しています。JTAが「汚れた手」をもって訴訟を起こしたことは今一層明確になりました。我々はこの事実を全ての国の全ての裁判所に提出する予定ですが、裁判所が彼らの貪欲な狙い、権利の乱用、および悪意ある行為を追及し理解していくであろうことについて、我々はより確信を持っています。我々は勝利し、我々の法的勝利によって、JTAに損害賠償を支払わせてまいります。」